

農地の賃借料情報の提供と概要（令和 5 年分）

1. はじめに

農地法第 5 2 条の規定により、農地の賃借料情報の提供いたします。農地の賃借契約の際の、目安としてご利用ください。

2. 賃借料情報提供の概要

令和 5 年 1 月から 1 2 月までの間に契約された賃借料について、以下のとおり平均額を集計しています。

(1) 区分

旧町村単位に区分し、さらに基盤整備区域、未整備区域に区分しています。

(2) 対象

- ・有償の賃借料を対象とし、無償分は含んでおりません。
- ・「地区内の平均値×70%以上の差のあるもの」は、除いています。

(3) 賃借料の算出

- ・100円単位で四捨五入しています。
- ・物納（玄米）の場合は、13,200円/俵 としています。

3. お願い

賃借料情報は、あくまで令和 5 年 1 月～1 2 月契約分の実際の賃借料を整理したもので、拘束力はありません。地区によっては偏っている場合もあります。

賃借料を決める際は、賃借料情報を目安としつつ、水稻の収穫量や圃場条件などを踏まえて、最終的には当事者間の話し合いにより決めてください。